納税義務等の承継に係る明細書 (兼相続人の代表者指定届出書)

務/ 智/ 八印

被相続人

この表は、次の①から③に掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。

) 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の目前に死亡している場合) 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合

	· ····		でき者が相続税の修正	主申告書	₹を提出しない	で死し	している場合				
住所	1 死亡し7	た者の住所・氏名等		氏名	フリガナ				目続 開始 F月	平成 年	Л 🛭
	2 死亡し7	た者の納付すべき又	は還付される税額		納付すべき税額 の申告書第1表の② ・ 選付される税額 ・ ②の申告書第1表の②	の金額	^		円 円		· • А
;		等 の代表者の指定 に関する書類を受領	する代表者を指定する	l			相続人等	の C名 -			
•		忍の有無 等が限定承認してい	いるときは、右の「阪	是定承認	2〕の文字を()で囲	んでください	。)	限	定承認	
	(1) 住所		〒	〒			〒		干		
	(2) 氏名		ソリガナ	717. (f)	<i>[+</i>	(II)	フリガナ	Ĥ	ツリカ	()	(II)
5 相続人等に関する事項		りいでください。〕 ひび被相続人との	職業続柄	職業	統 柄		職業	続柄	職業		続柄
	(4) 生年)	11	明·大·昭·平 年 月	明	・大・昭・平年月	日	明・大・昭・年	月日	ŀ	・大・昭・ 年 リ	月 日
	(6) 承継割合・・・・B		法定・指定		法定・指定		法定・指定		法定・指定		
	(7) 相続乂は遺贈により取得 した財産の価額			F		μJ		FH			円
	(8) 各人の(7)の合計 (9) (7)の(8)に対する割合							hi			
6	AVE	(<u>(7)</u> (8) 納付すべき税額 (各人の100円未満 切捨て)	00	円		00円		00円			00円
税額	A×B	温付される鉛箔	_	П ,			Λ	ш			ш

書きかた等

《使用目的等》

- 1 この第1表の付表1は、表面の①から③のいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が1名である場合には、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。
- 2 この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
- 3 共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。

《死亡した人の申告書(第1表又は第1表(続))の書きかた》

○ 「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者(死亡した人)の住所、氏名を記入してください。この場合、 氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。

なお、《使用目的等》の1により、この第1表の付表1の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。

- (1) 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始(死亡)年月日を記入してください。
- (2) 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《第1表の付表1の書きかた》

- 1 「1 死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
 - 死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
- 2 「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄 死亡した人の申告書第1表の劉欄(還付になる場合には劉欄)の金額を転記してください。
- [5 相続人等に関する事項]

共同で申告するかどうかにかかわらず、すべての相続人や包括受遺者(相続を放棄した人を除く。)について記入して ください。

(1) 「住所|欄

相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所を記入してください。

- (2) 「氏名」欄
 - この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。

なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。

(3) 「承継割合···B」欄

法定相続分(民法第900条、901条)により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分(民法第902条)により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。

(注1) 次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。

なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分					
	フルシュフ 担 人	配偶者	2分の1					
被	子がいる場合	子	2分の1					
被 相 続	マぶいたい44人	配偶者	3分の2					
人	子がいない場合	父母	3分の1					
l E	フォルロオンキン相人	配偶者	4分の3					
	子も父母もいない場合	兄弟姉妹	4分の1					

(注2) 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

(4) 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄

各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。

なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分(「5 (6)承継割合・・・B」に記入されている各人の割合)を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。

4 「6 税額」欄

この欄には、「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分(「5 (6)承継割合・・・B」に記入されている各人の割合)を乗じて求めた金額を記入してください。なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円単位まで記入してください。